

枚方市議会会議規則(昭和34年枚方市議会規則第1号)の全部を次のとおり改正するものとする。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則(第1条—第13条)
- 第2節 議案及び動議(第14条—第19条)
- 第3節 議事日程(第20条—第24条)
- 第4節 選挙(第25条—第34条)
- 第5節 議事(第35条—第48条)
- 第6節 秘密会(第49条・第50条)
- 第7節 発言(第51条—第67条)
- 第8節 表決(第68条—第78条)
- 第9節 公聴会及び参考人(第78条の2—第78条の8)
- 第10節 会議録(第79条—第83条)

第2章 委員会

- 第1節 総則(第84条—第88条)
- 第2節 審査(第89条—第104条)
- 第3節 秘密会(第105条・第106条)
- 第4節 発言(第107条—第118条)
- 第5節 委員長及び副委員長の互選(第119条・第120条)
- 第6節 表決(第121条—第131条)

第3章 請願(第132条—第138条)

第4章 辞職及び資格の決定(第139条—第143条)

第5章 規律(第144条—第152条)

第6章 懲罰(第153条—第158条)

第7章 議員の派遣(第159条)

第8章 補則(第160条)

附則

第1章 会議

第1節 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席等の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席又は遅刻する場合は、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため欠席する場合は、出産の予定日を起算日とする8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から出産の日の翌日を起算日とする8週間後の日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

(昭54議会規則1・平27議会規則2・令3議会規則2・一部改正)

(連絡所の届出)

第3条 議員は、住所のほか連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(昭54議会規則1・一部改正)

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の議会の会議において議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を行わないで会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(昭50議会規則2・昭54議会規則1・一部改正)

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算し、翌年の当該招集された日の属する月の前月の末日までの間で定める。

3 会期は、議会の議決で延長することができる。

4 会議に付議された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(平27議会規則1・一部改正)

(会議の種類等)

第6条 定例会において開く各会議の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開会議会 定例会の招集により開く会議をいう。
- (2) 定例月議会 定例的に開く会議をいい、原則として6月、9月、12月及び3月に開くものとする。ただし、開会月は都合によりこれを変更することができる。
- (3) 緊急議会 次条の規定により緊急に開く会議をいう。
- (4) 閉会議会 定例会の閉会に際し開く会議をいう。

2 前項各号に定める各会議の期間(以下「議会期間」という。)は、議長が議会運営委員会に諮って決定し、当該各会議の初めに議長が宣告するものとする。

3 議長は、開会議会を除く各議会の7日前に、議員及び市長等に、当該日を通知するものとする。ただし、緊急に議案の審議等が必要な場合は、この限りでない。

(平27議会規則1・全改)

(緊急議会の開催)

第7条 議長は、会議に付議すべき事件を示し、議会運営委員会の議決を得て緊急議会を開くことができる。

2 議員の定数の4分の1以上の者は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して緊急議会を開くよう請求することができる。

3 市長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して緊急議会を開くよう請求することができる。

4 議長は、前2項の規定により議員又は市長から緊急議会を開くよう請求があつた日から原則として7日以内に、緊急議会を開くことについて、議会運営委員会に諮るものとする。

5 議長は、緊急議会を開く場合は、第1項の規定により議会運営委員会の議決を得た日又は前項の規定により議会運営委員会に諮つた日から原則として7日以内に開くものとする。

(平27議会規則1・全改)

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を行わないで会議に諮って決める。

3 会議時間変更の動議については、議長は、討論を行わないで会議に諮って決める。

4 会議中又は会議の休憩中において、第1項に規定する閉議時刻を経過したときは、会議時間が延長されたものとみなす。

5 会議の開始は、振鈴で報ずる。

(昭46議会規則1・昭54議会規則1・平8議会規則1・一部改正)

(休会)

第10条 市の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(昭54議会規則1・平3議会規則1・一部改正)

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂にいる議員又は議員の住所(住所のほかに連絡所の届出をした者については、当該届出の連絡所)に、文書又は口頭をもつて行う。

(昭54議会規則1・一部改正)

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を添え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者(提出者を含む。以下同じ。)とともに、その他のものについては3人以上の賛成者とともに署名又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を添え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(昭54議会規則1・平3議会規則1・平19議会規則1・一部改正)

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一議会期間中は、再び提出することができない。

(平27議会規則1・一部改正)

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、3人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を添え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が署名又は記名押印し、その他のものについては3人以上の賛成者とともに署名又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

(昭54議会規則1・平12議会規則1・平24議会規則1・一部改正)

(先決動議の表決順序)

第18条 他の事件に先立つて表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を行わないで会議に諮って決める。

(昭54議会規則1・一部改正)

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の承認を得なければならない。

2 前項の承認を求めようとするときは、提出者又は請願者(請願者が数人いる場合は、その代表者)から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(昭50議会規則2・全改、昭54議会規則1・平3議会規則1・平19議会規則1・一部改正)

第3節 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して、配布に代えることができる。

(昭54議会規則1・一部改正)

(日程の順序の変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を行わないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(昭54議会規則1・一部改正)

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して、会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件が終わらない場合でも、議長が必要であると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を行わないで会議に諮って延会することができる。

(昭54議会規則1・一部改正)

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(昭54議会規則1・一部改正)

(不在議員)

第26条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(議場の出入口閉鎖)

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(昭54議会規則1・一部改正)

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、書記をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、書記をして投票箱を改めさせなければならない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(投票)

第29条 議員は、書記の点呼に応じて、順次投票用紙を備付けの投票箱に投入する。

(昭54議会規則1・一部改正)

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(昭54議会規則1・一部改正)

(選挙の結果報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(法令によらない選挙)

第33条 法令によらないで行う選挙については、法令により行う選挙の例による。

(昭54議会規則1・一部改正)

(選挙関係書類の保存)

第34条 議長は、投票の有効又は無効を区別し、当該当選人の任期中、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

(昭54議会規則1・一部改正)

第5節 議事

(議題の宣告)

第35条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を行わないで会議に諮つて決める。

(昭54議会規則1・一部改正)

(議案の朗読)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を書記をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第38条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長は、常任委員会の所管に係る事件については、議会の議決を得て、特別委員会に付託することができる。

2 委員会が提出した議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決を得て、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を行わないで会議に諮つて省略することができる。

4 議長は、人事案件については、第1項及び前項の規定にかかわらず、会議に宣告することにより、質疑、委員会付託及び討論を省略することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を行わないで会議に諮つて決める。

(昭54議会規則1・平12議会規則1・平13議会規則2・平19議会規則1・一部改正)

(付託事件を議題とする時期)

第39条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待つて議題とする。

(昭54議会規則1・一部改正)

(委員長及び少数意見者の報告)

第40条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を行わないで会議に諮つて省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(修正案の説明)

第41条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わつたとき、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(昭54議会規則1・一部改正)

(委員長報告等に対する質疑)

第42条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決並びに議員間討議)

第43条 議長は、前条の質疑が終わつたときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

2 前項の規定にかかわらず、前条の質疑(委員会付託が省略された場合にあっては、第38条第1項本文の質疑)が終わつた場合において、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論に付す前に、会議に諮つて議員間討議を行うことができる。

(平26議会規則1・一部改正)

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第44条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第45条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査を終わらなかつたときは、その事件は、第39条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(昭54議会規則1・一部改正)

(委員会の中間報告)

第46条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第47条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第48条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第6節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第49条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第50条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可等)

第51条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇して、又は議長の指定する場所においてしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(平13議会規則1・一部改正)

(発言の通告及び順序)

第52条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

- 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
- 3 発言の順序は、議長が決める。
- 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たつても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は、効力を失う。
(昭54議会規則1・一部改正)

(発言の通告をしない者の発言)

第53条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わつた後でなければ発言を求めることができない。

- 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。
- 3 発言の通告をしない者が2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先に挙手したと認める者から指名する。

(昭54議会規則1・一部改正)

(討論の方法)

第54条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第55条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発言が終わつた後議長席に復さねばならない。ただし、討論を行つたときは、その議題の表決が終わるまで議長席に復することができない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(発言内容の制限)

第56条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合には、発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たつては、自己の意見を述べることができない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(質疑の回数)

第57条 質疑は、1議員が同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(発言時間の制限)

第58条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

- 2 議長の定めた時間の制限について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を行わないで会議に諮つて決める。

(昭54議会規則1・一部改正)

(議事進行に関する発言)

第59条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要のあるものでなければならない。

- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第60条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、議員間討議又は討論の終結)

第61条 質疑、議員間討議又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。

- 2 質疑、議員間討議又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑、議員間討議又は討論終結の動議を提出することができる。
- 3 質疑、議員間討議又は討論終結の動議については、議長は、討論を行わないで会議に諮つて決める。

(昭54議会規則1・平12議会規則1・平26議会規則1・一部改正)

(選挙及び表決時の発言制限)

第62条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第63条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

- 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第64条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

- 2 前項の同意については、議長は、討論を行わないで会議に諮らなければならない。
- 3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。
(昭54議会規則1・一部改正)

(準用規定)

第65条 質問については、第57条及び第61条の規定を準用する。

(昭54議会規則1・一部改正)

(発言の取消し又は訂正)

第66条 発言した議員は、議長の許可を得て、発言を取り消し、又は訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

- 2 発言した議員は、前項の規定により発言を取り消し、又は訂正しようとするときは、その議会期間中に、議長に申し出なければならない。
- 3 議長は、前項の規定による発言の取消しの申出があつたときは、その取扱いについて、あらかじめ、議会運営委員会の意見を聴かなければならない。

(昭54議会規則1・平10議会規則1・平27議会規則1・一部改正)

(答弁書の配布)

第67条 市長その他の関係機関が質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えることができる。

(昭54議会規則1・一部改正)

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第68条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(昭54議会規則1・一部改正)

(不在議員)

第69条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第70条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第71条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(投票による表決)

第72条 議長が必要であると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

- 2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(昭54議会規則1・一部改正)

(記名投票)

第73条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(無記名投票)

第74条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(昭54議会規則1・一部改正)

(選挙規定の準用)

第75条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項及び第34条の規定を準用する。

(昭54議会規則1・一部改正)

(表決の訂正)

第76条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第77条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(表決の順序)

第78条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序については出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を行わないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(昭54議会規則1・一部改正)

第9節 公聴会及び参考人

(平24議会規則1・追加)

(公聴会開催の手続)

第78条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平24議会規則1・追加)

(意見を述べようとする者の申出)

第78条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(平24議会規則1・追加)

(公述人の決定)

第78条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平24議会規則1・追加)

(公述人の発言)

第78条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平24議会規則1・追加)

(議員と公述人の質疑)

第78条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(平24議会規則1・追加)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第78条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平24議会規則1・追加)

(参考人)

第78条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前3条の規定は、参考人について準用する。

(平24議会規則1・追加)

第10節 会議録

(平24議会規則1・旧第9節繰下)

(会議録)

第79条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸般の報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

- (12) 選挙の経過
 - (13) 議事の経過
 - (14) 記名投票における賛否の氏名
 - (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項
- 2 議事は、録音機によつて録音する。
(昭54議会規則1・平3議会規則1・平10議会規則1・一部改正)

(会議録の配布)
第80条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)
第81条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第66条の規定により取り消した発言は、掲載しない。
(昭54議会規則1・一部改正)

(会議録署名議員)
第82条 会議録に署名する議員は2人以上とし、議長が会議において指名する。
(昭54議会規則1・平8議会規則1・一部改正)

(会議録の保存年限)
第83条 会議録の保存年限は、永年とする。
(昭54議会規則1・一部改正)

第2章 委員会

第1節 総則

(議長への通知)
第84条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
(欠席等の届出)

第85条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席又は遅刻する場合は、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。
2 委員は、出産のため欠席する場合は、出産の予定日を起算日とする8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から出産の日の翌日を起算日とする8週間後の日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。
(昭54議会規則1・平27議会規則2・令3議会規則2・一部改正)

(会議中の委員会の禁止)
第86条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。
(会議の開閉)

第87条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。
2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。
(定足数に関する措置)

第88条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。
2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。
3 会議中定足数を欠くに至つたときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。
(昭54議会規則1・一部改正)

(オンラインを活用した会議の出席)
第88条の2 枚方市議会委員会条例(昭和34年枚方市条例第12号)第15条の2第2項の規定による委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン(以下「オンライン」という。)を活用した委員会(以下「オンライン委員会」という。)の会議に出席した委員(以下「オンライン出席委員」という。)は前条第1項、第90条、第93条、第101条第1項、第112条第2項、第124条第2項及び第130条の出席委員とする。
(令4議会規則1・追加)

第2節 審査
(議題の宣告)
第89条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。
(一括議題)

第90条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を行わないで会議に諮つて決める。
(昭54議会規則1・一部改正)

(議案等の朗読)

第91条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を書記をして朗読させる。

(審査順序)

第92条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によつて行ふを例とする。

2 前項の規定にかかわらず、質疑終結後、委員長が必要があると認めるとき、又は委員から申出があつたときは、委員長は、討論の前に、会議に諮つて委員間討議を行うことができる。

(昭54議会規則1・平26議会規則1・一部改正)

(先決動議の表決順序)

第93条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を行わないで会議に諮つて決める。

(昭54議会規則1・一部改正)

(動議の撤回)

第94条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第95条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(連合審査会)

第96条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第97条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第98条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等を文書をもつて議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

2 議会運営委員会が、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の例による。

(平13議会規則2・平18議会規則1・平24議会規則1・一部改正)

(委員の派遣)

第99条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第100条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第101条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第102条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第103条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第104条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第105条 秘密会を開く議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第106条 秘密会の議事は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第107条 発言は、すべて委員長の許可を得た後でなければすることができない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(委員の発言)

第108条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別の方法を決めたときは、この限りでない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(発言内容の制限)

第109条 発言はすべて、簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

(昭54議会規則1・一部改正)

(委員外議員の発言)

第110条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

(昭54議会規則1・一部改正)

(委員長の発言)

第111条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わつた後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第112条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を行わないで会議に諮つて決める。

(昭54議会規則1・一部改正)

(議事進行に関する発言)

第113条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第114条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、委員間討議又は討論の終結)

第115条 質疑、委員間討議又は討論が終わつたときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑、委員間討議又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑、委員間討議又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑、委員間討議又は討論終結の動議については、委員長は、討論を行わないで会議に諮つて決める。

(昭54議会規則1・平26議会規則1・一部改正)

(選挙及び表決時の発言制限)

第116条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第117条 発言した委員は、委員長の許可を得て、発言を取り消し、又は訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

2 発言した委員は、前項の規定により発言を取り消し、又は訂正しようとするときは、速やかに、委員長に申し出なければならない。

3 委員長は、前項の規定による発言の取消しの申出があつたときは、その取扱いについて、あらかじめ、議長の意見を聴かななければならない。

(昭54議会規則1・平10議会規則1・一部改正)

(答弁書の配布)

第118条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、書記をして朗読させることによつて、配布に代えることができる。

(昭54議会規則1・一部改正)

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第119条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

- 3 前項の当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、くじで定める。
- 4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行つている者も、投票することができる。
- 5 委員会は、委員中に異議がないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。
- 6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

(昭54議会規則1・一部改正)

(選挙規定の準用)

第120条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(昭54議会規則1・一部改正)

(オンライン委員会における互選)

第120条の2 第119条及び前条の規定にかかわらず、オンライン委員会における委員長及び副委員長の互選は、指名推選の方法でのみ行うことができる。

2 前項の場合において、会議室にいない委員は、選挙に加わることができない。ただし、オンラインにより可否の確認ができる状態にあるオンライン出席委員にあつては、この限りでない。

3 第1項に規定する指名推選の方法については、第25条及び第32条の規定を準用する。

(令4議会規則1・追加)

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第121条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(昭54議会規則1・一部改正)

(不在委員)

第122条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンラインにより可否の確認ができる状態にあるオンライン出席委員にあつては、この限りでない。

(令4議会規則1・一部改正)

(条件の禁止)

第123条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第124条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(投票による表決)

第125条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(昭54議会規則1・一部改正)

(記名投票)

第126条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(無記名投票)

第127条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(昭54議会規則1・一部改正)

(選挙規定の準用)

第128条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条、及び第32条第1項の規定を準用する。

(昭54議会規則1・一部改正)

(表決の訂正)

第129条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の

方法で表決を採らなければならない。

(昭54議会規則1・一部改正)

(オンライン委員会における表決の方法)

第130条の2 第124条から第128条まで及び前条の規定にかかわらず、オンライン委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(令4議会規則1・追加)

(表決の順序)

第131条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を行わないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

(昭54議会規則1・一部改正)

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第132条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

(昭50議会規則2・昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第136条繰上)

(紹介議員の取消し)

第133条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介を取り消そうとするときは、議長の承認を要する。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては議会の承認を要する。

(昭50議会規則2・追加、昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第136条の2繰上)

(請願文書表の作成及び配布)

第134条 議長は、請願を受理したときは、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第137条繰上)

(請願の委員会付託)

第135条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を会議において紹介議員より請願の趣旨の説明を聴取した後、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会の所管に係る請願については、議会の議決を得て、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第138条繰上、平13議会規則2・一部改正)

(紹介議員又は請願者の委員会出席)

第136条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員又は請願者の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があつたときは、これに応じなければならない。

3 委員会は、請願者から意見陳述のための発言の申出があつたときは、その許否を決定する。

4 委員会が第1項の規定により請願者の説明を求めることとしたとき、又は前項の規定により請願者からの申出の許否を決定したときは、議長を経て、請願者にその旨を通知する。

(昭54議会規則1・追加、平3議会規則1・旧第138条の2繰上、平26議会規則1・一部改正)

(請願の審査報告)

第137条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(平3議会規則1・旧第139条繰上・一部改正)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第138条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものは、これを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(平3議会規則1・旧第140条繰上)

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第139条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を行わないで会議に諮つてその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第141条繰上)

(議員の辞職)

第140条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(平3議会規則1・旧第142条繰上)

(資格決定の要求)

第141条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(平3議会規則1・旧第143条繰上)

(資格決定の審査)

第142条 前条の要求については、議会は、第38条第3項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会の付託を省略して決定することができない。

(昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第144条繰上、平19議会規則1・一部改正)

(決定書の交付)

第143条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(平3議会規則1・旧第145条繰上)

第5章 規律

(品位の尊重)

第144条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(平3議会規則1・旧第146条繰上)

(携帯品)

第145条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(平3議会規則1・旧第147条繰上)

(議事妨害の禁止)

第146条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(平3議会規則1・旧第148条繰上)

(離席)

第147条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(平3議会規則1・旧第149条繰上)

(禁煙)

第148条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(平3議会規則1・旧第150条繰上)

(新聞紙等の閲読禁止)

第149条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(平3議会規則1・旧第151条繰上)

(資料等印刷物の配布許可)

第150条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(平3議会規則1・旧第152条繰上)

(許可のない登壇の禁止)

第151条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。

(平3議会規則1・旧第153条繰上)

(議長の秩序保持権)

第152条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を行わないで会議に諮つて定める。

(昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第154条繰上)

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第153条 懲罰の動議は、文書をもつて法第135条第2項の規定により議員定数の8分の1以上の発議者が署名又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第50条第2項又は第106条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第155条繰上)

(懲罰動議の審査)

第154条 懲罰については、議会は、第38条第3項の規定にかかわらず、懲罰特別委員会の付託を省略して議決することはできない。

(昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第156条繰上、平19議会規則1・一部改正)

(戒告又は陳謝の方法)

第155条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第157条繰上)

(出席停止の期間)

第156条 出席停止は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第158条繰上)

(出席停止期間中出席したときの措置)

第157条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(平3議会規則1・旧第159条繰上)

(懲罰の宣告)

第158条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

(平3議会規則1・旧第160条繰上)

第7章 議員の派遣

(平14議会規則1・追加)

(議員の派遣)

第159条 法第100条第13項の規定による議員の派遣については、議長が決定する。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たつては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(平14議会規則1・追加、平20議会規則1・一部改正)

第8章 補則

(平14議会規則1・旧第7章繰下)

(会議規則の疑義に対する措置)

第160条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮つて決定する。

(昭54議会規則1・一部改正、平3議会規則1・旧第161条繰上、平14議会規則1・旧第159条繰下)

附 則

この規則は、昭和42年5月1日から施行する。

附 則 [昭和46年3月25日議会規則第1号]

この規則は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則 [昭和50年3月22日議会規則第2号]

この規則は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則 [昭和54年3月27日議会規則第1号]

この規則は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則 [平成3年10月21日議会規則第1号]

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [平成8年4月19日議会規則第1号]

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [平成10年9月28日議会規則第1号]

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第79条第2項の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 [平成12年3月31日議会規則第1号]

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 [平成13年6月18日議会規則第1号]

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 [平成13年6月27日議会規則第2号]

この規則は、枚方市議会委員会条例の一部を改正する条例(平成13年枚方市条例第21号)の施行の日から施行する。

附 則 [平成14年4月1日議会規則第1号]

この規則は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成14年法律第4号)第1条中地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の改正規定の施行の日から施行する。

附 則〔平成18年12月26日議会規則第1号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成19年3月14日議会規則第1号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成20年10月7日議会規則第1号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成24年12月25日議会規則第1号〕

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則〔平成26年3月31日議会規則第1号〕

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年3月20日議会規則第1号〕

この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則〔平成27年7月2日議会規則第2号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和3年3月29日議会規則第2号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔令和4年3月8日議会規則第1号〕

この規則は、公布の日から施行する。